

### 修身要領

凡そ日本國に生かす臣民は  
 男女老少を問はず萬世一系の  
 帝室と奉戴して其恩徳を  
 仰がざるもの可からず此一事  
 満天下何人疑と容れざる  
 所なり而して今日の男女が今日  
 の社會に處する道と如何す  
 可きやと云ふは古來道德の  
 教へて足らず雖も徳教の  
 人文の進歩と共に変化する  
 約束ありて日新文明の社會  
 といふ自らの其社會に適する  
 教を習得す即ち修身要  
 領の法と新するは必要なり  
 所以なり

### 第一条

人の人たるの品位と進の徳  
 と研きより其光輝と  
 發揚すを以て本分と為す

よく可なり吾黨の男女は獨  
 立自尊の主義を以て修身  
 要領の要領を為す之を履履  
 して人たる本分と全うす可  
 きものなり

### 第二条

心身の獨立と全うし自らの  
 其身と尊重して人たるの品  
 位と尊ぶるものなり之を獨立  
 尊の人のことなり

### 第三条

自らの養ふて自らの食ふは  
 人生獨立の本源なり獨立  
 自尊の人の自給自活の人は  
 ざる可からず

### 第四条

身體と心に健康と  
 保つは人生の道に缺く可  
 らざる要務なり常心身と  
 快活して苟も健康を害  
 するは不養生と戒む可し

### 第五条

天壽と全うするは人の本分と  
 盡すものなり原因事情の  
 如何と問はず自らの生命と  
 害するは獨立自尊の者も反  
 する背理卑怯の行為なり  
 最も戒む可き所なり

### 第六条

敢て活潑堅忍不屈の精  
 神を以てするは此は獨立  
 自尊の主義を實にすを得ず  
 人の進取確守の勇氣と缺  
 く可からず

### 第七条

獨立は自尊の人の一身の進退  
 方向と他に依頼せずして自  
 己の思慮判断するの智力  
 と具へざる可からず

### 第八条

男尊女卑の弊害の陋習  
 たり文明の男女は同等



互に相敬愛して各々自立  
自尊と全からしむ可し

第九條

結婚は人生の重大事にして  
配偶の撰擇は最も慎重  
に當らしむ可し一夫一婦終身  
同室相敬愛して互に獨立  
自尊と犯さずは人倫の始  
なり

第十條

一夫一婦の間に生るる子女  
は其父母の他は父母と共  
子女の他は子女と親子の  
愛は真純の親愛として之  
と傷けざるは一家幸福の基  
なり

第十一條

子女も亦獨立自尊の人の  
れども其幼時在りて父母の  
れが教養の責は甚せざる可  
らず子女たるものは父母の

訓誨に従て致し勉勵成長  
の後獨立自尊の男女なり  
て世に立つの素養と成す可  
きものなり

第十二條

獨立自尊の人となす期す  
には男女共に成人の後にも  
自らの學問と勉の知識と  
開發し徳性と脩養するの  
心掛と怠る可らず

第十三條

一家より教家次いで相  
集りて社會の組織と成  
す健全なる社會の基  
一人一家の獨立自尊に在り  
知る可し

第十四條

社會共存の道は人の自らの  
權利と護り幸福を求めむに  
同時他人の權利幸福と尊  
重して為る之と犯すことなき以

て自他の獨立自尊と傷け  
ざるに在り

第十五條

怨と拵へ仇と報するは野老  
の陋習にして卑劣の行為を  
恥辱と雪ぎ名譽と全し  
ずるは須く公明の手段と  
擇むべし

第十六條

人は自らの従事する所の業  
務に忠實ならざる可らず其  
大小輕重を論なく為る責  
任と怠るものは獨立自尊の  
人非ざるなり

第十七條

人は文字の信を以てす可し  
己れ人と候して人も亦己れと  
信す人々相候して始めて自  
他の獨立自尊と實にすべし  
得べし

第十八條



禮義作法は敬愛の意と表す人間文際上の要具なる爲めその之を忽にす可らず只その過不及なりきを要すの事

第十九条

己れと愛するの情と擴げ他人に及ぼす其疾苦と輕減し其福利と増進するに勉むるは博愛の行者として人間の美德なり

第二十条

博愛の情は同類の人間に對するに止まらず禽獸と虐待し又無益の殺生と爲すに如き人の戒む可き所なり

第二十一条

文藝の味人の品性高く精神を娛め之を大にするは社會の平和を助け

人生の幸福を増すの術は亦是に人間要務の一なり

第二十二条

國は必ず政府を設け行政の男女を保護して其身體生命財産名譽自由を侵奪せしむるに任務を爲す是を以て國民は軍事服國費を負担するの義務なり

第二十三条

軍事服國費を負担するは國の立法に參與し國費の用途を監督するは國民の權利なり又其義務なり

第二十四条

日本國民は男女を同じく國の獨立自尊を維持すふ爲めその生命財産を賭し

て故國に戦ふ義務あり志す可らず

第二十五条

國法を遵奉するは國民たるもの義務なり其進んで其執行を幫助し社會の秩序安寧を維持するの義務のこの事

第二十六条

地球上五國の數少なり各々の宗教言語習俗を殊にするも其國人は是れ同類の人間たるに之を交るは爲る輕重厚薄の別なく自ら尊大りて他國人を蔑視するは獨立自尊の害及するものなり

第二十七条

吾々今代の人民は先代前



て故國に戦ふの義務ありと  
志す可らず

才二十五条

國法を遵奉するは國民たる  
もの義務なり。單に此を  
遵奉するに止まらず進んで其  
執行を幫助し社會の秩序  
安寧を維持するの義務あり  
このことす

才二十六条

地球上主國の數少しなり  
して各々の宗教言語習俗を  
殊とす。雖も其國人は皆  
これ同類の人間なり。之  
の交には為るも輕重厚薄の  
別あり可らず。獨り自ら尊大  
りて他國人と蔑視するは  
獨り其自尊の旨に反するもの  
なり

才二十七条

吾々今代の人民は先代前

人より繼承して社會の文明  
福利を増進して之を子孫後  
世に傳ふるの義務と盡さ  
ざる可らず

才二十八条

人の世に生ずる智愚強弱の  
差なきを得ず。智強の教を  
増し愚弱の教を減す。教  
育の力に在り教育は即ち  
人に獨り其自尊の道と教を  
之に躬行實踐するの正風を  
啓くものなり

才二十九条

吾黨の男女は自ら此要領と  
服膺するなり。身を廣く之を  
社會一般に及ぼし天下萬  
衆と共に相率ひて最大幸福  
の域に達せしむることを期すもの  
なり

明治二十二年 病後初筆  
六月 福澤諭吉